

福島第一原発事故を受けた原子力 損害賠償支援機構法の成立について

はじめに

本年8月3日、国会において原子力損害賠償支援機構法（以下「支援機構法」といいます。）が可決、成立しました。同法は、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴って発生した東京電力株式会社（以下「東電」といいます。）の福島第一原子力発電所から放射性物質が流出する事故（以下「本件事故」といいます。）による、東電の損害賠償責任の履行を支援することを目的としたものです。

当事務所はすでに、本件事故による東電の賠償責任について本年4月のクライアントブリーフィング「原子力損害の賠償に関する法律の概要と損害賠償責任」¹において、また、支援機構法案については本年6月のクライアントブリーフィング「東京電力による原子力損害の賠償責任履行に対する政府の支援」²において、それぞれ検討を加えました。本クライアントブリーフィングではさらに、この度国会にて可決成立した支援機構法の内容等について、当初国会提出時の同法案と比較しつつ検討します。

支援機構法案提出の経緯

原子力損害の賠償については、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日法律第147号、以下「原賠法」といいます。）第3条によって、原子力事業者（今回のケースでは東電）が単独でその責任を負担する、いわゆる「責任集中の原則」が採用されています。

しかし、本件事故においても顕著なように、原子力損害は場合により広範かつ長期に及ぶこともあり、一民間企業である電力会社がそのような損害に対する賠償責任を常に単独で履行することができるとは限りません。そのため原賠法第16条は、同法の下で原子力事業者に対して締結が義務付けられている民間保険契約や政府保証契約をもってしてもカバーできない範囲の賠償責任について、政府が必要な援助を行うべきことを定めています（以下同条を「政府援助規定」といいます。）。

主要トピック

支援機構法案提出の経緯

支援機構法上の支援の枠組み

掲載記事に関する詳細またはその他の分野のお問い合わせは下記のものにご連絡ください。

神山 達彦（かみやまたつひこ）
直通電話番号：03-5561-6395
電子メール：

Tatsuhiko.Kamiyama@cliffordchance.com

Peter Kilner（ピーター・キルナー）
直通電話番号：03-5561-6619
電子メール：
Peter.Kilner@cliffordchance.com

クリフォードチャンス法律事務所
外国法共同事業
〒107-0052
東京都港区赤坂2丁目17番7号
赤坂溜池タワー7階
www.cliffordchance.com

¹ 原子力損害の賠償に関する法律の概要と損害賠償責任

http://www.cliffordchance.com/publicationviews/publications/2011/04/fukushima_potentialnuclearliabilitie.html

² 東京電力による原子力損害の賠償責任履行に対する政府の支援

http://www.cliffordchance.com/publicationviews/publications/2011/06/fukushima_proposedgovernmentalsupportfo.html

ただし、政府援助規定は単に政府が援助を行う旨を抽象的に定めているにとどまります。そこで、本件事故の発生に伴って同規定が実際に適用される公算が高まったことを受け、本年 6 月、政府は支援機構法案を取りまとめ、国会に提出しました。同法案は衆議院での若干の修正を経て、8 月 3 日に成立の運びとなりました。

支援機構法上の支援の枠組み

1. 支援スキームの全体像

支援機構法に基づく政府による支援の枠組みは、概要以下の通りです。（末尾添付のスキーム図も合わせてご覧ください。）なお、各下線部分は、それぞれ今回支援機構法案が国会で審議される過程において変更された部分を示します。

- 原子力損害の賠償支払いの支援組織（以下「**機構**」といいます。）を設置する。
 - 東電等の各原子力事業者が、機構に対して負担金を納付。
 - 政府も交付国債や政府保証等の必要な援助を機構に対して提供。
- 機構はその運営委員会の議決を経て、原子力損害賠償責任を負う原子力事業者（以下「**援助対象事業者**」といいます。）に対して援助を提供する。
 - 機構による援助として具体的には、資金の交付（現金、貸付又は保証の提供、援助対象事業者の発行する株式又は社債の引受け等）や資産買い取りなどを想定。援助金額には特定の上限を設けない。
 - ただし、援助を受けた援助対象事業者は、以下を義務付けられる。
 - 特別な負担金の支払い（その額は毎年の事業収益等を踏まえて設定）
 - （当該原子力損害が支援機構法施行前に発生した場合には）徹底した経営合理化と経営責任の明確化（国会審議の過程で新設） その趣旨は必ずしも明確ではないものの、人員整理や賃下げ、現経営陣の退任が含まれる可能性があります。
 - 機構は援助対象事業者からの委託を受けて、自ら賠償金の全部または一部の支払いを行うこともできる。（国会審議の過程で新設）
- 援助対象事業者に対しては、その賠償履行の状況や経営合理化等に関し、政府が監督を実施する。より具体的には、
 - 援助対象事業者への援助にあたり、機構が政府の支援を必要とする場合、機構及び援助対象事業者は共同して特別事業計画を作成し、政府の認定を受けなければならない。
 - 政府は援助対象事業者を監督し、認定特別事業計画の適切な実施を確保する。

- 政府は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を負っていることに鑑み、機構がその目的を果たすことができるよう、万全の措置を講ずる。（国会審議の過程で新設）
 - 当該規定は政府も本件事故に対する間接的な責任を負っていることを強調するために挿入されたものと思われます。
- 機構は、援助対象事業者に係る原子力損害を受けた者の相談に応じ、必要な情報提供・助言を提供する。機構は当該業務を第三者に委託することも可能。

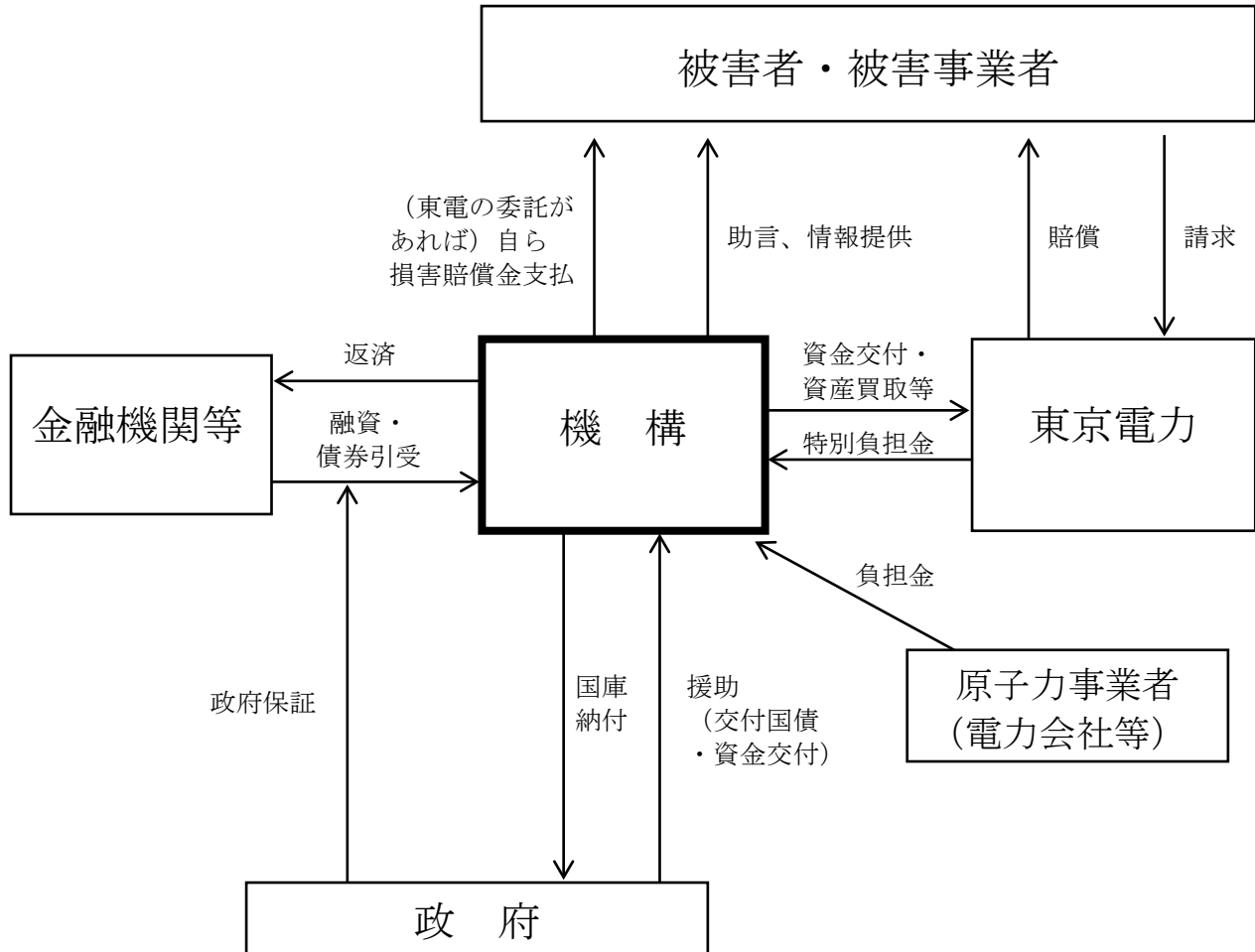
2. 国会審議での修正点

支援機構法案は当初、本件事故による損害の拡大を受けて、被害者救済などを目的として作成されましたが、国会審議においては、そのような事故が発生する遠因となった国の原子力政策についての責任、及び東電の経営責任等を問う意見が出されました。

そのため、支援機構法案は審議の過程において修正され、上記の通り①同法冒頭部分（第2条）において国が「これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任」を負うことを確認するとともに、②支援機構法施行前に発生した原子力損害（つまり本件事故による損害）に関する支援については、当該原子力事業者（東電）に経営責任の明確化を徹底する等の義務を課す旨が、それぞれ新たに規定されました。

なお、支援機構法の省令の作成及び関連法令の改正も実施され 2011 年 8 月 10 日付官報に掲載されましたが、いずれもその内容はすぐれて技術的であり、国会審議によって新たに挿入された支援機構法中の上記各規定を明確化するものではありません。

政府支援のスキーム図（経済産業省ホームページを元に作成）



本クライアント・ブリーフィングはテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本クライアント・ブリーフィングは、法律その他のアドバイスを行うものではありません。
クリフォードチャンスは、本クライアント・ブリーフィングに基づく行為により生じた事態には一切責任を負いません。無断複写・複製・転載を禁じます。

www.cliffordchance.com

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Istanbul ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Perth ■ Prague ■ Qatar ■ Riyadh* ■ Rome ■ São Paulo ■ Shanghai ■ Singapore ■ Sydney ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C.

* Clifford Chance also has a co-operation agreement with Al-Jadaan & Partners Law Firm in Riyadh